

流山市産学官連携新規事業者等施設入居事業補助金
交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、産学官連携による新たな事業の創出及び本市の産業の振興に資するため、東大柏ベンチャープラザに入居して行う研究開発の成果に基づいて事業化を目指すものに対し、流山市補助金等交付規則（昭和42年流山市規則第14号。以下「規則」という。）に基づき、予算の範囲内において補助金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産学官連携 事業者（事業化を目指すものを含む。）、大学又は高等専門学校、国及び地方公共団体の相互の密接な連携をいう。
- (2) 東大柏ベンチャープラザ 新事業創出促進法（平成10年法律第52号）第32条第1項第3号に規定する事業場として、独立行政法人中小企業基盤整備機構が柏市に設置する大学連携型起業家育成施設をいう。
- (3) 研究シーズ 新たな事業の創出に発展する可能性のある研究成果をいう。
- (4) 研究開発等 生産、販売若しくは役務の提供の技術（著しい新規性を有するものに限る。）に関する研究開発、その成果の利用又は当該成果の利用のために必要な需要の開拓をいう。
- (5) 大学内発ベンチャー 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 兼業により事業活動に従事して法人を設立しようとする大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）の教員若しくは学生等
 - イ 大学等の教員又は学生等が役員となって設立した法人であって、設立後5年未満の企業

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、東大柏ベンチャープラザに入居しているもののうち、大学等の研究シーズを活用して研究開発等を行うもの又は大学等と連携して研究開発等を行うものであって、本市内に事業

化に係る事務所、事業所若しくは生産拠点を有するもの又は東大柏ベンチャープラザを退去後に本市内に事業化に係る事務所、事業所若しくは生産拠点を設置する計画のあるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 資本金が 3 億円を超える企業
- (2) 前号に該当する企業又は当該企業の取締役が、発行済株式総数の 2 分の 1 以上の数の株式を保有している企業又は出資口数若しくは出資価格の 2 分の 1 以上の額の出資をしている企業
- (3) 補助金の交付申請時の直近の事業年度の決算に係る損益計算書において、経常利益の額を 3 , 5 0 0 万円以上計上している企業
- (4) 東大柏ベンチャープラザに入居後 5 年以内に事業化に係る法人を設立する計画のないもの (法人を除く。)
- (5) 市税を滞納しているもの
- (6) 本市以外の市町村から次条に規定する補助対象経費に対する補助金の交付その他の給付に係る決定を受けているもの又は当該決定を受ける見込みのあるもの

(補助対象経費)

第 4 条 補助の対象経費は、東大柏ベンチャープラザの入居に要する経費のうち居室の賃料とする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象者の区分に応じ、当該各号に定める額に当該居室の利用に係る月数 (補助金の交付申請の日の属する年度に係るものに限る。) を乗じて得た額とする。

- (1) 大学内発ベンチャー 利用面積 1 平方メートルにつき 6 0 0 円を乗じて得た額
- (2) 法人として設立前のもの又は法人として設立後 5 年未満の企業 (大学内発ベンチャーを除く。) 利用面積 1 平方メートルにつき 5 0 0 円を乗じて得た額
- (3) 法人として設立後 5 年以上の企業 利用面積 1 平方メートルにつき 2 5 0 円を乗じて得た額

2 補助対象者の区分及び利用面積は、年度の中途での当該区分及び利用面積の変更にかかわらず、補助金の交付申請時に係る区分及び利用面積とする。

3 居室の利用が月の中途での入居又は退去に係るものであるときは、当該月の補助金の額は、日割計算によるものとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

4 補助対象者が補助金の交付を受ける期間（法人設立その他組織変更を行った補助対象者である場合にあっては、当該法人設立その他組織変更前に補助金の交付を受けた期間を含む。）の合計が5年を超えるときは、当該5年を超える期間に係る居室の利用の月数は、補助金の額の算定から除外するものとする。

（申請）

第6条 規則第3条の規定により、補助金の交付の申請をしようとするものは、市長が指定する期日までに流山市産学官連携新規事業者等施設入居事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）東大柏ベンチャープラザの入居契約書の写し（利用面積の記載されたものに限る。）

（2）研究開発等の概要及び研究開発等と大学等の研究シーズとの関係又は大学等との連携の関係の分かるもの

（3）事務所、事業所又は生産拠点の所在地（本市内に所在しない場合にあっては、退去後の設置計画）の分かるもの

（4）市税の納税証明書（その発行の日から1月以内のものに限る。）

（5）国、地方公共団体（千葉県を除く。）その他これらに類するものから補助対象経費に対する補助金の交付その他の給付に係る決定を受けているもの又は当該決定を受ける見込みのあるものにあつては、その内容の分かるもの

（6）法人にあっては、次に掲げるもの

ア 発行の日から3月以内の商業登記簿謄本の写し

イ 資本金の金額及びその出資者の分かるもの

ウ 補助金の交付の申請日前に終了した直近の事業年度の決算に係る損益計算書

（7）法人以外のものにあっては、東大柏ベンチャープラザに入居後5年以内に事業化に係る法人を設立する計画の分かるもの

2 市長は、前項の添付書類の一部を省略することがある。

(補助金の交付条件)

第 7 条 規則第 5 条第 6 号に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市内に事務所、事業所又は生産拠点を有しないものにあつては、東大柏ベンチャープラザの退去後遅滞なく事務所、事業所又は生産拠点を本市内に設置すること。
- (2) 法人を設立していないものにあつては、前条第 1 項第 7 号の法人を設立する計画に係る期間内に当該法人を設立すること。

(決定の通知)

第 8 条 規則第 6 条の規定による通知は、流山市産学官連携新規事業者等施設入居事業補助金交付決定(申請却下)通知書(別記第 2 号様式)により行うものとする。

(変更等承認申請)

第 9 条 第 6 条の規定による申請事項に変更等が生じた場合、申請者は、速やかに流山市産学官連携新規事業者等施設入居事業補助金変更等承認申請書(別記第 3 号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書の提出があつた場合において、補助金の交付の内容を変更したときは、流山市産学官連携新規事業者等施設入居事業補助金変更交付決定通知書(別記第 4 号様式)により、当該申請に係る者に通知するものとする。

(実績の報告)

第 1 0 条 規則第 1 2 条の規定による報告は、次に掲げる書類を添付した流山市産学官連携新規事業者等施設入居事業補助金実績報告書(別記第 5 号様式)により行わなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(確定の通知)

第 1 1 条 規則第 1 4 条の規定による通知は、流山市産学官連携新規事業者等施設入居事業補助金交付確定通知書(別記第 6 号様式)により行うものとする。

(交付の請求)

第 1 2 条 規則第 1 5 条の規定による提出は、流山市産学官連携新規事業者等施設入居事業補助金交付請求書(別記第 7 号様式)により行わなければならない。

(返還命令)

第 1 3 条 規則第 1 8 条第 1 項又は第 2 項の規定により補助金の返還を命ずるときは、流山市産学官連携新規事業者等施設入居事業補助金返還命令書（別記第 8 号様式）により行うものとする。

(委任)

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成 1 6 年 7 月 1 日から適用する。

別 記

第 1 号様式（第 6 条関係）

流山市産学官連携新規事業者等施設入居事業補助金交付申請書

年 月 日

流山市長 様

申請者 名称
代表者氏名
住 所 印

流山市産学官連携新規事業者等施設入居事業補助金の交付を受けたいので、流山市補助金等交付規則第 3 条の規定により、次のとおり申請します。

記

1 入居事業費 円
2 補助金交付申請額 円
(年 月 日から 年 月 日まで)

2 添付書類

(別紙)

補助金申請内訳書

1 申請者の名称

2 入居室名

3 補助事業者の区分(いずれかに をつけること。)

- ・大学内発ベンチャー
- ・法人として設立前の者又は法人として設立後5年未満の企業
- ・法人として設立後5年以上の企業

4 金額の内訳

賃料 (円/月)	利用 面積 (m^2)	補助単価 (円/ m^2 ・ 月)	他の補助 金 (円/月)	補助対象 額 (円/月)	月 数	交付申請 額 (円)

注1 他の補助金の欄には、本補助金と同様の趣旨の補助金(千葉県からの補助金を除く。)の交付(予定)額を記載すること。

2 補助対象額の欄には、利用面積に補助単価を乗じた額を記載すること。

第2号様式（第8条関係）

流山市指令第 号
年 月 日

様

流山市長

印

流山市産学官連携新規事業者等施設入居事業
補助金交付決定（申請却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった流山市産学官連携新規事業者等施設入居事業補助金については、流山市補助金等交付規則第6条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

記

1 交付決定

- (1) 補助金交付決定額 円
- (2) 補助金交付対象期間 年 月 日から 年 月 日まで
- (3) 交付条件

2 申請却下
理由

第3号様式（第9条関係）

流山市産学官連携新規事業者等施設入居事業補助金
変更等承認申請書

年 月 日

流山市長 様

名 称

代表者氏名

印

住 所

年 月 日付け流山市指令第 号で決定通知のあった産
学官連携新規事業者等施設入居事業補助金の交付申請の内容について、
次のとおり変更したいので申請します。

記

1 変更事項

2 理由

3 内容

第 4 号様式（第 9 条関係）

流山市指令第 号
 年 月 日

様

流山市長

印

流山市産学官連携新規事業者等施設入居事業
補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け流山市指令第 号で決定した産学
官連携新規事業者等施設入居事業補助金の交付について、次のとおり変
更したので通知します。

記

変 更 後	変 更 前

第 5 号様式（第 1 0 条関係）

流山市産学官連携新規事業者等施設入居事業補助金実績報告書

年 月 日

流山市長 様

名 称

代表者氏名

印

住 所

年 月 日付け流山市指令第 号で決定通知のあった流山市産学官連携新規事業者等施設入居事業補助金について、流山市補助金等交付規則第 1 2 条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 入居事業費 金 円

2 入居期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 添付書類

(別紙)

東大柏ベンチャープラザ入居賃料支払実績書

事業者名			
区分			
入居室名			
室面積			
入居年月	賃料 (円)	支払年月日	備考
年 4月		年 月 日	
年 5月		年 月 日	
年 6月		年 月 日	
年 7月		年 月 日	
年 8月		年 月 日	
年 9月		年 月 日	
年 10月		年 月 日	
年 11月		年 月 日	
年 12月		年 月 日	
年 1月		年 月 日	
年 2月		年 月 日	
年 3月		年 月 日	
合計			

注 本補助金と同様の趣旨の補助金（千葉県からの補助金を除く。）が
交付される場合は、その額を備考欄に記載すること。

第 6 号様式（第 1 1 条関係）

流山市達第 号
年 月 日

様

流山市長

印

流山市産学官連携新規事業者等施設入居事業
補助金交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあった流山市産学官連携新規
事業者等施設入居事業補助金については、流山市補助金等交付規則第 1
4 条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

記

補助金交付確定額

円

第7号様式（第12条関係）

流山市産学官連携新規事業者等施設入居事業補助金交付請求書

年 月 日

流山市長 様

申請者 名称
代表者氏名 印
住 所

年 月 日付け流山市達第 号で確定通知のあった流山市産学官連携新規事業者等施設入居事業補助金について、流山市補助金等交付規則第15条の規定により、次のとおり請求します。

記

- 1 補助金交付請求額 円
- 2 振込先
 - (1) 金融機関名
 - (2) 預金口座（普通・当座）
 - (3) 口座番号
 - (4) 口座名義人（フリガナ）

第 8 号様式（第 1 3 条関係）

流山市達第 号
年 月 日

様

流山市長

印

流山市産学官連携新規事業者等施設入居事業
補助金返還命令書

年 月 日付け流山市指令第 号で交付決定し、
年 月 日に交付した流山市産学官連携新規事業者等施設入居事業
補助金については、流山市補助金等交付規則第 1 8 条の規定により、下
記のとおり返還を命令します。

記

- 1 返還金額 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還命令の理由